

## 教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保について

平成 20 年 5 月 30 日  
規 制 改 革 会 議

規制改革推進のための3か年計画（改定）により、教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保が政府の方針として定められているところ、一部の教育委員会では、これに抵触するおそれのある採用選考の方法を検討する動きが見られることから、改めて当会議としての見解を示すこととする。

### 記

教員としての適格性は、養成過程のみではなく、実践を通じて確認され培われていくものであることから、採用候補者の属する大学・大学院や教員免許状の有無にこだわらず、社会での豊富な経験を持つ者や特定分野に秀でた能力を有する者を含め、多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募ることが重要である。

こうした認識に基づき、当会議及び前身会議の規制改革・民間開放推進会議では、累次の答申において、教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保を求め、その成果は規制改革推進のための3か年計画（改定）として閣議決定されている。

#### 規制改革推進のための3か年計画（改定）【平成20年3月25日閣議決定】

現在、教職大学院については、平成20年4月以降に向けて準備が進んでいるが、各都道府県教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを引き続き周知する。【平成19年度措置】

然るにこの間、一部の教育委員会が教職大学院修了者に対し、通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することを検討中であることが判明している。具体的な選考の方法は、現時点では明らかではないものの、採用選考における科目免除等の措置、採用人数における別枠の設定、面接試験における配慮等は、端的に「制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じること」に該当し、閣議決定の趣旨に抵触するものと言わざるを得ない。

こうした事態を防ぐために、文部科学省は、平成 20 年 4 月に入学し平成 22 年 3 月に卒業する教職大学院生の採用活動が行われる時期までに、上記閣議決定の趣旨を徹底すべく、教員採用権限を有する各教育委員会に対し、方法や名目の如何を問わず、実質的に教職大学院修了者がそうでない者と異なる扱いを受けることが決して生じないように、具体的な判断基準をもってさらに厳重に周知すべきである。

当会議としても、教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保について、上記閣議決定の趣旨が広く浸透するよう注視し、教員としての適格性のある有能な人材が任用され、我が国の教育の質の向上に結びつくよう引き続き働きかけていくものである。

以 上